

## 加算算定と加算に基づく取り組みについて

### ① 当社事業所における加算の算定について

当社が運営する各事業所における加算算定の状況は以下の通りです。

#### ・ ヘルパーセンター ファースト・ステップ

	事業区分	算定加算
高齢	訪問介護	特定事業所加算Ⅱ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算
	介護予防訪問介護相当サービス	介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算
	訪問型基準緩和サービス	—
障がい	居宅介護 重度訪問介護	特定事業所加算Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ベースアップ等支援加算
	同行援護	特定事業所加算Ⅱ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算

#### ・ ヘルパーセンター ジョイ

	事業区分	算定加算
高齢	訪問介護	特定事業所加算Ⅰ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ベースアップ等支援加算
	介護予防訪問介護相当サービス	介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ベースアップ等支援加算
	訪問型基準緩和サービス	—

障がい	居宅介護	特定事業所加算Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ベースアップ等支援加算
	重度訪問介護	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算

・ ヘルパーセンター ハーツ

	事業区分	算定加算
高齢	訪問介護	特定事業所加算Ⅱ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算
	介護予防訪問介護相当サービス	介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算
	訪問型基準緩和サービス	—
障がい	居宅介護	特定事業所加算Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ベースアップ等支援加算
	重度訪問介護	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ
	同行援護	特定事業所加算Ⅱ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算

・ ヘルパーセンター リ・バース

	事業区分	算定加算
高齢	訪問介護	特定事業所加算Ⅱ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算
	介護予防訪問介護相当サービス	介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算

障がい	居宅介護	特定事業所加算Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ベースアップ等支援加算
	重度訪問介護	特定事業所加算Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ベースアップ等支援加算
	同行援護	特定事業所加算Ⅱ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算

・ ヘルパーセンター ギフト

	事業区分	算定加算
高齢	訪問介護	介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算
	介護予防訪問介護相当サービス	介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算
障がい	居宅介護	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算
	重度訪問介護	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算
	同行援護	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ベースアップ等支援加算

※ 上記加算の他、ご利用者の状況や支援時間等により加算が発生する場合があります(初回加算、緊急時対応加算、夜間・早朝・深夜加算、上限管理加算等)。

② (特定)処遇改善加算収入に応じた処遇改善の内容

- ・ 常勤社員に対しては月額 20,000 円の処遇改善手当(勤続 1 年以上は月額 26,000 円)、非常勤社員に対しては時給額 120 円(勤続 1 年以上は時給額 170 円)を加えた額を支給
- ・ 経験・技能のある社員に対しては、現状の賃金額を踏まえ、加算制度の要件を前提として、個別に特定処遇改善手当を算定し支給

- ・ 加算収入と賃金支給額との差額分は7月、12月、3月に賞与として支給

### ③ 処遇改善支援補助金・ベースアップ支援加算に基づく取り組み

- ・ 令和4年2月・3月支給給与にておいて、臨時特例手当として常勤9,000円、非常勤は支援時間に応じて1時間あたり60円を支給。
- ・ 令和4年3月分給与より、能力給表3%以上のベースアップを行い、4月時の昇給を含め月額平均6,000円以上の昇給を実施。
- ・ 賃金規程を改訂し、上記の通り勤続1年以上の社員の処遇改善手当を増額。
- ・ 補助金収入は処遇改善加算と同様に差額分を賞与として支給

### ④ (特定)処遇改善加算要件に基づく取り組み

#### ◆ 社員の資質向上への取り組み

- ・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対し、喀痰吸引研修、移動支援従事者研修、同行援護研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

#### ◆ 労働環境・処遇改善への取り組み

- ・ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための腰サポーター等の支給
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・ 健康診断等の健康管理面の強化、令和4年よりオプション検診の受診料半額負担

#### ◆ その他の取り組み

- ・ 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
- ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・ 非正規職員から正規職員への転換
- ・ 職員の増員による業務負担の軽減

以上